

新型コロナウイルス感染症に関する 政府・自治体の主な支援策

(2021年2月16日時点)

I 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金【経済産業省】



| | |
|---------|--|
| 対象 | 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者 |
| 要件 | ①または②に該当し、2021年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年比(もしくは対前々年比)で50%以上減少していること。なお「II 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を受給する飲食店は対象外 ①緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること (農業者・漁業者、飲食料品やおしぼりなど、飲食業に提供される財やサービスの供給者) ②緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと (旅館、観光施設、タクシー事業者など、人流減少の影響を受けた者) |
| 支給額 | 【法人】60万円以内 【個人事業者等】30万円以内 ※該当期間の売上額の減少具合により変動 |
| 申請時期・方法 | 3月上旬より電子申請で受付開始予定 |
| 問合せ | 中小企業庁 長官官房 総務課 ※2月下旬よりコールセンター開設予定 |

II 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【兵庫県】



| | 県による要請 | 緊急事態宣言に基づく緊急事態措置 |
|----------|--|---|
| 要請期間 | 2021年1月12日、13日 | 1月14日～2月7日/2月8日～3月7日(予定) |
| 対象者・支給要件 | すべての要請期間において、時短営業(休業含む)をした事業者に対し、店舗単位で支給 ※業種別ガイドライン等に基づく感染拡大防止の取り組みを行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要 | |
| 対象施設 | 神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店 | 県内全域の食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている飲食店 ※酒類の提供を行う飲食店に限定しない |
| 要請する営業時間 | 午前5時～午後9時 | 午前5時～午後8時 (酒類の提供は午前11時～午後7時) |
| 支給額 | 1日4万円×時短日数(1店舗あたり) | 1日6万円×時短日数(1店舗あたり) |
| 申請時期・方法 | 1月12日、13日および第1期(1月14日～2月7日)分は3月1日まで受付中 第2期(2月8日～)分は、時短要請期間終了後、受付開始予定 | |
| 問合せ | 兵庫県時短・協力金コールセンター TEL:078-361-2501 | |

III 家賃負担軽減緊急一時金(家賃サポート緊急一時金)【神戸市】



| | |
|---------|---|
| 対象 | 「I 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」「II 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」のいずれかを受給する神戸市内の中小事業者 |
| 対象物件 | 神戸市内で事業のために賃借し、家賃の支払いを行っている建物 (店舗、事務所、工場、作業場、倉庫など) |
| 支給額 | 家賃1カ月分の1/2(1事業者あたり、最大50万円) ※緊急事態宣言期間中のいずれかの月 |
| 申請時期・方法 | 調整中 |
| 問合せ | 神戸市経済観光局 経済政策課(緊急経済対策担当) TEL:078-891-3924 |

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内」(2月10日現在)等を参照の上、下記情報は作成しています。随時更新される最新情報や、各支援策の詳細は、ホームページをご確認ください。



<https://corona.go.jp/action/>

| | | | | |
|-------|-----------------------------|---------------------------------|--|--|
| 事業を守る | 売上減で資金繰りが厳しい | 実質無利子・無担保融資 | 3年間実質無利子、最長5年間元本据置実質無利子等となる上限額を引上げ 公庫(国民)・民間(信用保証)→6,000万円 公庫(中小)・商工中金→3億円 | 日本政策金融公庫 TEL:0120-154-505 商工中金 TEL:0120-542-711 |
| | 新分野展開や業態転換で事業を立て直したい | 事業再構築補助金 | 新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む場合、上限1億円までを中小企業は最大2/3、中堅企業は最大1/2補助 ※売上減等の要件あり | 中小企業庁 技術・経営革新課 TEL:03-3501-1816 |
| | 感染防止対策をしつつ、販路を開拓したい | 持続化補助金 | 小規模事業者に最大100万円まで3/4補助 | 中小企業基盤整備機構 生産性革命推進事業コールセンター TEL:03-6837-5929 |
| | ITツール導入により、業務における接触機会を低減したい | IT導入補助金 | 業務の効率化、および接触機会の低減に資するITツール等の導入費用を上限450万円まで最大2/3補助 ※テレワーク用のクラウド対応したITツール導入を支援するテレワーク対応類型は最大150万円 | |
| | 高機能な換気設備を導入して感染リスクを抑えたい | 大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業 | 中小企業等の高機能換気設備および同時に導入する空調設備の導入費用を1/2補助 ※施設のCO2排出量の削減が必要 | 環境省 地域温暖化対策事業室 TEL:0570-028-341 |

| | | | | |
|-------|--------------------------------|-------------------------|---|--|
| 雇用を守る | 雇用を維持したい | 雇用調整助成金 | 一定要件を満たす場合、休業手当等の最大10/10を助成 (日額最大15,000円/人) | 雇用調整助成金コールセンター TEL:0120-60-3999 |
| | 休業期間中、賃金が支払われない | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 | 中小企業で働く従業員(パート・アルバイト含む)に対して、日額最大11,000円/人を支給 | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL:0120-221-276 |
| | 在籍出向で雇用を維持したい 在籍出向の人材を活用したい | 産業雇用安定助成金 | 出向中、費用を出向元・先双方に最大で中小企業9/10、大企業3/4助成 ※日額最大12,000円/人(出向元・先の合計)助成 ※出向に係る初期費用最大15万円/人助成 | 兵庫労働局 ハローワーク助成金デスク TEL:078-221-5440 |

◆神戸商工会議所では、資金繰りを中心とした経営相談に対応しています

灘区・東灘区の方は 東神戸支部 TEL:078-843-2121
中央区・兵庫区・北区の方は 中央支部 TEL:078-367-3838
長田区・須磨区・垂水区・西区の方は 西神戸支部 TEL:078-641-3185